

令和7年度 第1回大磯町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和8年1月29日(木)
開会時間 午後2時00分
閉会時間 午後3時30分
2. 場 所 大磯町立福祉センターさざれ石
3. 構成員 池 田 東一郎 町長
府 川 陽 一 教育長
トーリー 二 葉 教育長職務代理
櫻 田 京 子 教育委員
武 沢 護 教育委員
鈴 木 孝 善 教育委員
4. 事務局 藤 本 道 成 政策総務部参事(政策担当)兼政策課長
成 田 一 平 政策総務部政策課政策係長
加 藤 敦 教育部長
波多野 昭 雄 教育部学校教育課長
須 田 幸 年 教育部学校教育課主幹
5. 傍聴人 3人
6. 議 題
協議事項
(1) 大磯町における今後のいじめ防止対策について
(2) ADR(裁判外紛争解決手続)の状況について
(3) 児童生徒の事故等の状況について

7. 会議概要

【開会】

政策係長)

ただ今から、令和7年度第1回大磯町総合教育会議を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、政策総務部政策課の成田でございます。よろしくお願いいたします。総合教育会議は、原則、公開での開催となりますが、本日の協議事項「(2) ADR (裁判外紛争解決手続) の状況について」及び「(3) 児童生徒の事故等の状況について」につきましては、個人情報等の保護の観点から、非公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、始めに、池田町長から御挨拶申し上げます。池田町長、よろしくお願いいたします。

【池田町長挨拶】

池田町長)

本日は、御多忙のところ、令和7年度第1回大磯町総合教育会議に御出席いただき、ありがとうございます。会議に先立ちまして、一言、御挨拶をさせていただきます。本日の総合教育会議の協議事項1件目は、「大磯町におけるいじめ防止対策について」です。

私が就任してから、いじめの問題は町議会でも度々取り上げられており、町政の大きな課題となってきていると、皆様も御承知のとおりだと思います。いじめの件数について後ほど、お話が出ますが、私が町長に就任したときは、大磯町はいじめの認知件数は、900件以上あるという状況でした。令和4年度の統計では、約900件だったと思います。その後の状況について、令和5年度の文部科学省の調査、昨年10月に発表があった調査ですが、本町においても、いじめの認知件数は約600件ということで、300件ぐらい減っているということになります。この数字に関してはあまり多いとか、少ないとかの材料に使うものではないという感じを私は受けています。今年の10月に発表した数字が、少なくなっても多くなっても、それによって、大磯町はいじめの数が減るとか、単純には捉えない方が良くと思っています。そんな数字が表に出ているということ、御報告させていただきたいと思っています。

また、こういった数字が出てくることに関して、大磯町の現場の皆様が、積極的ないじめの認知に取り組んでいるということが一つあるかと思っています。この数に出てこない、顕在化してこないいじめというのも、一方で見えないところで広がっているという可能性もありますので、このような事案を見逃すことなく、長期的な動きが必要になると思います。その辺をしっかりと対応して、いじめの未然防止や早期解決に役立てていくのが、私が就任して以来、とても重要ではないかということで、事務局あるいは、教育委員会は、動いてきたという流れがあります。それを踏まえて、令和6年度の第1回総合教育会議でも話し合いをしたことがありますが、新たな相談体制の提案、体制の構築ということで、大磯町全体で子どもをいじめから守る意識の醸成が必要だと考え、町部局で準備を進めています。

本日は、仮称ですが、「大磯町子どもをいじめから守る条例」の制定に向けての対応の経過、今後の対策についての現在の検討状況を、教育長をはじめ委員の皆様にご説明させていただき、色々

と御意見をいただきながら、さらにブラッシュアップしていこうという主旨で、前半の議題はお願いをさせていただきたいと思います。後半もありますが、全体として、有意義な会議となりますように進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございます。

政策係長)

池田町長、ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。議事に入ります前に、本日、お配りしています資料の確認をさせていただきます。

まず、会議の次第、2つ目が大磯町総合教育会議の構成員名簿、3つ目が席次表、4つ目が資料1「大磯町における今後のいじめ防止対策について」、最後に5つ目が参考資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成27年4月1日施行）」の以上5点となりますが、資料はお揃いでしょうか。

なお、本日の総合教育会議に初めて御参加される委員もおられますので、本日机上配布の参考資料で総合教育会議の簡単な概要について御説明させていただきます。

こちらは、文部科学省発行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要となります。平成27年4月1日に施行したもので、①「教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保」、②「地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築」、③「首長と教育委員会の連携の強化」、これらが法律改正の趣旨となっています。

主な改正内容については、資料下段のポイント①から④に示されておりますとおり、1つ目として、教育委員長と教育長を一本化しました「新・教育長の設置」、2つ目として、教育委員によるチェック機能の強化や会議の透明性の確保、3つ目として、首長と教育委員会との協議・調整の場である「総合教育会議」の設置、4つ目として、「教育に関する大綱」を首長が策定する、この4点が、主な改正内容です。恐れ入りますが、資料中面右側を御覧ください。

この「総合教育会議」は、この法律改正により設けられました「首長と教育委員会が協議・調整する場」となる会議でございます。総合教育会議は、首長が招集し、会議は原則、公開で行われます。会議の構成員は、首長と教育委員会となっており、協議・調整する内容につきましては、資料の中段、やや下になりますが、①教育行政の大綱の策定について、②教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策について、③児童・生徒の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置についてなどとなっております。

この会議では、首長と教育委員会が協議・調整することによりまして、それぞれの役割や責任を明確にし、それとともに、教育政策の方向性を共有することで、同じ方向に向かって教育行政の執行にあたることを期待されております。

また、総合教育会議の協議・調整事項にもあります「教育に関する大綱」を、首長と教育委員会が協議・調整を尽くした上で、首長が策定することとなっております。地方公共団体としての教育政策の方向性を明確化するということも期待されております。説明は以上となります。

それでは、これから、議題に入らせていただきます。議事の進行は、大磯町総合教育会議要綱

第4条第1項の規定により、「町長が議長となる」とされておりますので、議事の進行につきましては、池田町長にお願いしたいと思っております。池田町長、よろしくお願いいたします。

【協議事項（1）「大磯町における今後のいじめ防止対策について」】

池田町長）

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進むよう、皆様の御協力をお願いします。会議次第に基づきまして、進めてまいります。

本日の協議事項は3件です。協議事項（1）「大磯町における今後のいじめ防止対策について」事務局より説明をお願いします。

政策係長）

事務局です。それでは、「大磯町における今後のいじめ防止対策について」御説明します。資料は、1ページを御覧ください。

まず、「1のこれまでのいじめ防止対策について」です。

大磯町のいじめ防止対策については、これまでも学校や教育委員会において、いじめの防止等に向けた取組みを進めてきました。平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、大磯町でもその法律に基づきいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための「大磯町いじめ防止基本方針」を平成27年に策定し取組みを推進しており、いじめの防止等に対する一定の効果があつたと捉えています。

次に、「2の今後のいじめ防止対策について」です。

全国における令和6年度の小中学校、高等学校及び特別支援学校における、いじめ認知件数は、昨今の積極的な認知等により約77万件と過去最多となりました。

また、大磯町における令和6年度の認知件数は713件で、令和5年度の665件よりも多くの事案を認知しています。

しかしながら、認知によりいじめが顕在化する一方で、見えないところでいじめが発生しているケースが存在している可能性も否定できません。このような事案を見逃すことなく、未然の防止や早期解決に導くためには、相談体制の充実を図る必要があると考えています。

そこで、大磯町においては、新たな相談体制を構築するとともに、「(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例」を制定することで、大磯町全体で「子どもをいじめから守る」意識の醸成に取り組んでいきたいと考え、現在、準備を進めています。

次に、「3の大磯町における新たな取組みについて」ですが、大きく2つあります。

1つ目が、「(1)の(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例について」です。

(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例については、我々が作り出した条例素案について、町民説明会やパブリックコメントで町民の皆様から御意見を募集し、現在の条例素案は、そこでいただいた御意見を反映したものとなっています。当初の予定では、令和7年4月1日の施行を考えていましたが、町民説明会やパブリックコメント、そして、町議会への説明を進める中で、大磯町立小学校のいじめ重大事態が解決していない状況で、「この条例を制定するには、時期尚早

ではないか」という御意見があったことから、現在は、条例の制定に係る町議会への提案を控えているところです。

次に、2つ目は、「(2)の新たないじめ相談窓口について」です。

いじめ防止条例の施行に合わせて、大磯町独自の相談窓口を設置する予定です。

資料は、裏面の2ページを御覧ください。

いじめ相談窓口は、大磯町役場内に設置しますが、相談業務は、神奈川県弁護士会から推薦していただいた弁護士に委託することを考えています。町役場では、いじめに悩む子どもや保護者から電話、電子メール、SNSなどで相談を受け付け、相談者から連絡先を聞き取り、弁護士へ伝え、弁護士から折返し連絡していただく形での運用を想定しています。

なお、相談業務が相談のみに留まらず、調査や関係者との交渉などに発展する場合は、神奈川県弁護士会に相談の上、案件を引き継ぐものとします。下の図は、ただ今の説明をイメージとして図に表したものです。

次に、「4のこれまでの主な経過について」です。

令和6年10月22日の「政策会議」、11月7日の「総合教育会議」、11月8日の「町議会の総務建設常任委員会協議会」において、条例素案と新たな相談窓口の構築について御説明しました。

令和6年12月2日から令和7年1月6日まで「パブリックコメント」を実施し、その間の12月8日に「町民説明会」を開催しました。パブリックコメントでは、5名の方から34件の御意見をいただき、町民説明会では、29名の方に御参加いただき、22件の御意見をいただきました。

そして、令和7年1月14日の「政策会議」、1月23日の「総合教育会議」、1月24日の「町議会の福祉文教常任委員会協議会」、また、1月29日の「町議会の総務建設常任委員会協議会」において、パブリックコメントと町民説明会の実施結果等について御説明しました。

また、町議会から「現場の教職員にも説明し意見をもらうべきである」との御意見をいただいたため、3月から5月にかけて、小中学校の教職員との意見交換会を開催しました。

資料は、3ページを御覧ください。次に、「5の今後の予定について」です。

本日、総合教育会議において、条例素案と新たな窓口といったいじめ防止対策のこれまでの経過を御説明しています。その後については、資料に記載のとおり「未定」とはなりますが、このいじめ防止条例を議会に提案できる状況になりましたら、「政策会議」、「総合教育会議」、「町議会の常任委員会協議会」で条例案や相談窓口などについて御説明し、大磯町議会定例会に条例案などを提案する予定です。そして、条例案が議会で可決された際には、3か月から6か月程度の条例や相談窓口の周知・啓発を行い、条例施行、相談窓口の開設というスケジュールで進めていきたいと思っています。

最後に「6の(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例(素案)について」ですが、現時点での条例素案を、次ページ以降に参考資料として掲載していますので、御参考にしていただければと思います。資料の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

池田町長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。御質問や御不明な点、御

意見などがありましたらお願いします。

鈴木委員)

1 ページ目の「1 これまでのいじめ防止対策」のところになります。大磯町でいじめに対する取組みを推進し、いじめの防止等に対する一定の効果があつたと捉えているとのことですが、どのような効果があつたか説明をお願いします。

池田町長)

現在の状況で収まっていることを一定の効果として捉えています。

政策総務部参事（政策担当）兼政策課長)

町長が申し上げたとおり、いじめに対する対応を何も講じてこなければ、もっといじめが多く発生していたのではないかということも想像できることだと思っています。

やはり、何もしないよりもこれまで法律に基づき、いじめ防止基本方針などを作ることで、教育委員会、あるいは各学校の意識を醸成するという意味で一定の効果があつたと記載しており、定量的な効果を説明することは、難しいと考えています。

池田町長)

先ほど御説明した認知件数で捉えると、一頃1,000件ぐらいあつたものが、900件、600件と減ってきています。去年は約700件でしたが、落ち着いてきているのではないかと思います。

ただ、認知件数というのは、認知しないようにすると少なくなり、他の自治体では異様に少ない認知件数のところもあります。一方で、認知件数の多い自治体では、些細なことでもいじめとして扱っているのではないかと考えられます。統計についての比較検討は難しいですが、大磯町でいじめに対する認知を同じ尺度でやってきている前提で考えると1,000件あつたものが、少し減ってきていますので、一定の効果として私は受け止めています。数が減ればいいというものではありませんが、いじめの中身で、身体に傷をつけてしまうなどといった悪質なものが減ってきているとか、案件として定量的な部分も必要ですが、定性的な目標ではないかと思っています。

そういった意味では、鈴木委員がおっしゃるとおり、統計的な傾向をどのように分析するか、本日は資料がありませんが、宿題として承りたいと思います。

櫻田委員)

いじめ防止対策推進法ができて、いじめの定義がすごくはっきりして、本人がいじめだと感じたらすべていじめとして捉えるように変わったと思います。

そのあと、「大磯町いじめ防止基本方針」が作られ、プラスして今回は「いじめ防止条例」を作ることになると思います。これを拝見すると相談体制の充実を図るために、条例を作るイメージを持っていますが、相談窓口に関しては、2 ページの頭のところに町役場に設置し、相談相手として弁護士が対応してくれると記載があります。今までも恐らくそういった相談事は、町役場に

相談があると教育委員会に回って内容の確認などをしてきたと思います。今までの対応とどのような違いがあるのかももう少し説明していただきたいと思います。教育委員会の携わり方などをお伺いしたいと思います。

池田町長)

おおまかに申し上げますと、先ほど御説明した「地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨が流れにあって、この法律が改正され、「総合教育会議」ができました。

その当時、大津市でかなり酷いいじめがあってお子さんが亡くなられ、教育委員会だけでやっている身内だからかばいあって、発見が遅れたり、対処・初動が遅れたりということがあり、町長部局が第三者的な立場で教育委員会をサポートするために「総合教育会議」ができたと思っています。そういった流れの中で教育委員会にお任せするのではなく、町役場がサポートすることで教育委員会や学校の現場で対処しきれない事案等に対して、第三者的な立ち位置で町役場が出ていくためのきっかけとして相談窓口を位置づけています。そういった部分が今までの対応と異なる部分になります。

櫻田委員)

具体的に相談を受け付ける部署などは決まっていますか。

池田町長)

専用の電話やメールなどの連絡先を設けることを想定しています。具体的な内容については、担当から御説明させていただきます。

政策総務部参事（政策担当）兼政策課長)

現在のところは、総合教育会議の事務局を担っている政策課で対応する予定です。お子さんの関係が非常に大きいことから内部の調整にはなりますが、子育て支援課が町長部局にありますので、その部署で対応していくことが望ましいのではないかと考えています。相談窓口及び条例を制定していく段階になりましたら、改めて内部で調整させていただきます。

池田町長)

お子さんの虐待対策などは、子育て支援課で対応しています。また、子育て支援課では、専門の職員を配置して様々な相談などに対応していることから担当課として適していると思います。

武沢委員)

近隣自治体では、こういった体制をとっているか調べていますか。

池田町長)

近隣自治体では、あまりこういった対応をしていません。

政策総務部参事（政策担当）兼政策課長）

直近の細かな数字はありませんが、条例や相談窓口の検討を始めた当初に他の市町村に聞き取りをしています。条例は別として、教育委員会が主体的に相談窓口を設けているところがほとんどであり、大磯町では政策課で対応している主旨を伝えると驚かれていました。

しかしながら、先ほども町長が申し上げましたが、総合教育会議というものができて町長部局と教育委員会との連携ということを見ると、町長部局で事務を担うことは特徴的であり、物事を広い側面から見ることは機能的にも良いのではないかと思います。運用してみないと分からない部分もあることから、課題等が出てきた場合はその都度、ブラッシュアップしていきたいと考えています。現状では、そういった方向性で運用に向けた準備を進めています。

池田町長）

大阪府寝屋川市では似たような仕組みを持っており、全国的にも多くの自治体が模範としています。寝屋川市にもこういったいじめに対する条例があり、町長部局の政策課のような部署で所管し、教育委員会を飛び越え、町長の権限においていじめの加害者に対して欠席処分とするなどの対応を行っています。その運用に対しては、やりすぎといった声も出てきています。現在検討している大磯町の条例は、少し緩和した形での運用を考えています。

武沢委員）

これから運用に係る制度設計する中で難しいのは、いじめというのはカテゴリーとしては教育相談というものになります。教育相談していく過程で段階的にいじめという認識になることから、必ずしも初めの段階からいじめと捉えて町部局に相談してくるケースだけではなく、色々なルートが考えられると思います。藤沢市にある神奈川県立総合教育センターでは、大きな教育相談体制を取っており、不登校など様々な問題を一括して扱っています。そこでいじめを扱っているかは分かりませんが、大磯町の場合は教育研究所という施設があります。相談に関して、町部局の政策課や教育委員会で簡単に線引きできる内容ではないことから、慎重に制度設計する必要があると思います。

池田町長）

基本的にいじめの相談がいくところは、学校や教育相談所、藤沢にある県の施設など複数のチャンネルがあると思います。そのうちのひとつとして、町の相談窓口でも相談できるという考え方になります。1人の方が複数の窓口で相談することがあるため、お互いに連携することは必要だと思います。できれば対象者の状況が難しくなる前に、町でメール、電話、LINEなどの様々な形で声を拾えたらいいのではないかと考えています。

武沢委員）

窓口がポイントになると思います。神奈川県立総合教育センターでは、心理の専門家と現場の

感覚を持っている退職したベテランの教員の人材活用なども考えられています。

池田町長)

今のところは、弁護士に相談できる体制を検討していますが、相談できる方については、弁護士だけでなく、経験者の方もいた方が良くと思います。その辺の対応についても検討を進めていきたいと思っています。

トーリー教育長職務代理)

弁護士も良いと思いますが、どうしても法律的な観点からのアプローチになると思います。相談による認知で安心するのではなく、本来は普段生活している中で、子どもたちの変化に気付くことが重要ではないかと思います。先生方も業務で忙しいと思いますが、アンテナを高く持つことができるだけクラスの状況の変化などに気付くことが基本になると思います。いくら体系的にシステムを構築してもいじめというのは起こってしまいます。いじめの中にも、いじめてしまったというものや、自分ではそんなつもりではないのにいじめだと捉えられてしまったものもあると思います。現在の定義では、受け手がいじめだと認識した場合は、いじめとなってしまう。この定義について、いじめというのはそういった単純なものではないと感じるところがあります。お子さんの日々の細かい気持ちの変化などをいかにして見落とさずに関わっていけるかが大事だと思います。そういった観点が、条例制定以前に大切になってくると思います。

なお、条例はないよりは、もちろんあった方が良くと思います。何かあった時に、対応するのに役に立つと思います。町部局から県弁護士会に引き継ぐのも良くと思いますが、専門家なし、一般の人の感覚の方が子どもの気持ちに寄り添えるのではないかと思います。一言でいえば、居場所づくりになります。電話で相談できる方ばかりではないと思います。相談するのに、「恥ずかしい」、「分かってもらえない」というように抵抗がある方も多くいると思いますし、もう少しアットホームな雰囲気の中で色々なことが相談できる環境を整える必要があるのではないかと思います。形ばかりにこだわっていても、いじめの解消に向けた根底の部分は変わっていかないのではないかと個人的には思っています。

池田町長)

とても重要な御指摘だと受け止めています。私もこの制度を作る時のニッチ、どこをターゲットにしていかが大事だと思っていて、いじめが認知される前に動いていく体制を作るためには、お子さんが気軽に相談できる体制、身近な存在が必要だと認識しています。その辺のニッチをどのようにしていくかが課題になると考えています。

トーリー教育長職務代理)

児童委員が何となく上手く入り込んでいけたり、法律的な専門家よりも、そういった目線が大切になると思います。

池田町長)

いきなり弁護士が出ていくと、何となく戦いのような気持ち、感覚になってしまうのかもしれませんが。

トーリー教育長職務代理)

大人が争ってしまうと、こどもも巻き込まれてしまう。日々の変化をいかに拾えるかが、大事なことだと思います。

池田町長)

こどもたちの日々の変化を拾えることが一番大切だと思います。一義的には担任の先生が、役割を担うこととなりますが、多忙のために対応が難しくなっている現状があります。

鈴木委員)

これからの時代はもっといじめが増えてくる。そして、本来ならば、こどもたちはいじめというように思っていない「からかい」だとか、大人も同様ですが、相手と親しみを持ってコミュニケーションをとるためにしていることもあると思います。こどもの数が少子化で減ってきたことで、兄弟の数も減っています。今までは家庭の中で鍛えられていた部分が、一人っ子が多く、親がペットではないですが、大事に大事にお金をかけ、何かあった時はすぐに守るといような、親が出てくるような家庭が多くなっていますし、ますます増えてくると思います。

そういった抵抗力のない人付き合いが増えてくる。それから、今の親も兄弟の数が少ないので子育ての仕方が分からず、こどもが困っていてもどういったフォローをしたらいいかが分からない。そういった時代になってくると思います。いじめの問題が起きたときに、最終的な解決は大人の解決ではなく、こども同士が「俺が悪かった、ごめんね」、「いいよ、許してあげるよ」とそういう関係で解決となる。ところが、今はこども同士の解決ではなくて、大人が出ていってしまうことが問題だと思います。トーリー委員が言われたように、学校の現場の中で教師が間に入り、こども同士が話し合っていじめが解決できる雰囲気を作ることが大事だと思います。大変なことだと思いますが、担任の先生に頑張ってもらいたいと思います。

池田町長)

現場で先生方が、上手くこども同士をまとめてもらえると良いと思っています。

武沢委員)

教育委員会の定例会でも、教員が若くなってきて自分の意見が無い方が多いと聞いています。先生方も忙しいので研修を受ける時間を作るのも大変ですが、教員の研修を行うことで、教員同士の仲間関係や雰囲気を良くしていくことは、小中学校、あるいは、幼稚園でも必要になると思います。そういうところから始めていくのが良いのではないかと思います。

池田町長)

研修は座学が中心になりがちですが、ケーススタディでロールプレイング研修を取り入れていくのが良いのではないかと私は考えています。先生方と一緒にやっていきたいと思います。

櫻田委員)

町役場に窓口を作るといっていますが、今現在、こどもからいじめで困っているような相談は多く寄せられていますか。

池田町長)

小学生はないと思います。幼稚園や未就学児童は、子育て支援センターすくすくなどの施設がありますので、本人でなくとも関係者などから虐待があったり、いじめられたりといったことは、町長部局の子育て支援課から入ってくると思います。

櫻田委員)

町役場に連絡するのは、ハードルが高いと思っています。そのため、保護者をターゲットにしていると思っていました。こどもが困っているので、そういったこどもの声をどのようにして吸い上げているのかが気になりました。

池田町長)

「町役場」ではなく、「いじめ相談ダイヤル」とかの名称が良いと考えています。

こちらも構えず、お子さんも構えて来るような場所にならないように雰囲気醸成は必要ではないかと思います。

櫻田委員)

神奈川県では「かながわ子どもサポートドック」という、こどもから直接、「気持ちが沈んでいる」とか、「いじめられてる」ということが連絡できるシステムがあると聞いています。こどもが連絡しやすいシステムになっているのが良いのと、私も教育委員会にいたことがありますが、色々な連絡が入ってくるのでそれに費やす時間が非常に多くなっていました。

今は退職された校長がそういった電話の窓口対応ですごく活躍されていると伺っています。そういった立ち位置の人がいると学校のことも分かっていながら、こどものことも分かるので、電話を受けた際にその場で解決できる可能性もあるのではないかと思います。

武沢委員)

藤沢の善行にある神奈川県立総合教育センターでは、相談の場合は、他の人から分からないように入口が違いましたので、来庁する際に、敷居を下げるような工夫は必要だと思います。

池田町長)

退職校長の先生方は、色々と相談に乗っていただけるとありがたいと思います。この資料では弁護士になっていますが、弁護士に固執する必要はありませんので、本日いただいた御意見を大切に色々と方策を考えたいと思います。

鈴木委員)

今現在やっているかは分かりませんが、秦野市では学校内に1か所、退職校長が部屋を設けて対応していました。その部屋には、相談を受けるスクールカウンセラーもいますが、人生経験などから退職校長の方が説得力も含め、様々な案件に対して上手に解決できるのではないかと思います。秦野市で上手くいっているか分かりませんが、1つの手段だと思います。

池田町長)

OBの先生に対応していただくのは良いかもしれません。

トーリー教育長職務代理)

学校にいるカウンセラーにも相談する側としては構えるケースがあると思います。

池田町長)

学校の事情が分かっている方のほうが、初動としてはやりやすいのではないかと思います。

教育長)

教育センターや大磯町の相談窓口でも相談できない保護者、こどもがいることも事実です。

私は、新たに相談窓口を作っていただくことは非常に良いことだと思っています。

例えば、「罪を憎んで、人を憎まず」、ほとんどのいじめ事案も900件あったのが、600件でも解消していますが、重大事態といって4件ぐらいは解消していません。それは、我々が言っても聞く耳を持っていただけない保護者の方もいるわけで、こどもの喧嘩に大人が口を出すような世の中になってしまっています。退職校長等が間に入ってくれることは大事ですが、それでも相手にしていただけない方がいることは事実です。弁護士につなげてもらうことは教職員にとって、安心感につながりますので、色々な形でバリエーション豊かに対応していただきたいと思います。町でこどもや保護者に寄り添った体制を構築していただけることには賛成です。なぜ、重大事態が4件もあるのに、ここで議会の方が時期尚早と言っている理由は伺ってみたいと分かりません。

トーリー教育長職務代理)

重大事態案件が完全に解決していないのに条例を制定することは、時期尚早ということではないですか。

教育長)

解決していないからこそ、相談窓口の開設などの対応が必要ではないかと思います。様々な考

え方や意見はありますが、町で相談窓口を作っていただくことはありがたいことだと思います。

トーリー教育長職務代理)

それは必要な対応だと私も思います。

池田町長)

弁護士につながっているというのは、良いことだと思います。委員の皆様が心配されているのは、相談のしやすさだと思います。気軽に相談できる体制、気軽に相談できる方の人選も含めてよく検討したいと思います。

鈴木委員)

教育長が言われたように、昔ですから、いじめなどが起こった時に、すべて最終的には学校長が間に入って説得して、両方の意見をよく聞いてその場を収めていました。自分の時は、最後に収まりましたが、最近の親御さんの様子を見ると、親が法的な部分で脅かしてくることがあります。学校現場では、法的な部分で疎いところもありますので、保護者からの意見などに対して対応が苦しい部分があります。やはり、町が弁護士などを用意して学校が安心できる体制を整えてほしいと思います。

武沢委員)

仕組みとして、弁護士がいるのは非常に良いことだと思います。

池田町長)

基本的には、御説明した資料の方向性で進めていきたいと考えていますが、本日いただいた御提言「相談のしやすさ」などについては、この制度の核となる部分だと思いますので、御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

池田町長)

どうもありがとうございました。

それでは、これで、協議事項（１）「大磯町における今後のいじめ防止対策について」は終了させていただきます。一旦、進行を事務局にお返しします。

政策係長)

池田町長、ありがとうございました。

続きまして、協議事項（２）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に移らせていただきます。冒頭でもお知らせしましたとおり、非公開の議題とさせていただきますので傍聴されています皆様は、ここで御退室いただきます。

それでは、協議事項（２）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に入らせていただき

ます。再び、議長の池田町長に、議事の進行をお願いいたします。

池田町長)

それでは、協議事項（２）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

※ 協議事項（２）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」は、非公開にて協議を行ったため、議事録から削除します。

池田町長)

ありがとうございました。それでは、協議事項（２）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」は終了とさせていただきます。

池田町長)

それでは、協議事項（３）「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

※ 協議事項（３）「児童生徒の事故等の状況について」は、非公開にて協議を行ったため、議事録から削除します。

池田町長)

ありがとうございました。それでは、協議事項（３）「児童生徒の事故等の状況について」は終了とさせていただきます。

これで本日の議題はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。

政策係長)

池田町長、ありがとうございました。

それでは、「４ その他」に移らせていただきます。委員の皆様から、何かございますか。

無いようでしたら、事務局から１点、御連絡させていただきます。

第２回の総合教育会議につきましては、３月の開催を予定していますが、ここで開催日を調整させていただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして、令和７年度第１回大磯町総合教育会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上)